浜松市雇用対策協定に基づく事業計画

令和2年度

浜 松 市 静岡労働局

目 次

| 第 | 1 走 | 业旨 | | | • | • | • | • | • | • • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 |
|---|-----|-----------------|-----|-----|-----|----|-----------|---|----|-----|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 第 | 2 | 雇用施策の柱 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 市と | 労働局との連携体制拡充による | る雇用 | 対策 | の拍 | 進 | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) | 市と労働局との連携窓口等 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| | (2) | 労働対策関連情報の提供等 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| | (3) | 浜松市雇用対策協定に基づく | 雇用 | 対策0 |)推: | 進位 | 本制 | J | | | • | | • | | | • | | | 3 |
| 2 | 生活 | 困窮者等の就労支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) | 浜松市ジョブサポートセンタ | 一事 | 業(一 | -体 | 的多 | ミ施 | 事 | 業) |) | | | | | | | | | 4 |
| | (2) | 生活保護受給者等就労自立促 | 進事 | 業(ワ | 7—· | クラ | ライ | フ | サ | ポー | - ト | ・事 | 業 |) | | | | | 4 |
| | (3) | 生活困窮者自立支援事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 |
| | (4) | ホームレス就業支援対策の推 | 進 | | | | | | | | | | | | | | | | 5 |
| | (5) | 自殺予防対策の推進 | | | • | | | | | | - | • | | | | | | | 6 |
| | (6) | その他生活困窮者等への連携 | 支援 | | • | | • | • | | | - | • | • | • | • | • | • | • | 6 |
| 3 | 若年 | 三者の就職促進、自立支援対策の | り推進 | Ė | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) | 新卒者、既卒者の就職支援 | | | • | | • | | | | • | • | • | | • | | | | 7 |
| | (2) | 若者の正社員化の推進・ | | | • | | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | 8 |
| 4 | 女性 | 等の就業希望等の実現 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) | 女性の活躍の場づくりの推進 | | | • | | | | | | | • | • | | • | | | | S |
| | (2) | 子育て女性等への就職支援 | • | | • | | • | • | | | - | • | • | ٠ | • | • | • | • | ć |
| 5 | 高年 | 齢者の雇用対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) | 高年齢者の就業希望の実現 | • | | | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 1 |
| 6 | 障が | い者の雇用対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) | 地域の障がい者就労支援の強 | 化 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 3 |
| | (2) | 雇用・福祉・教育等の連携に | よる | 就労ま | え援 | | | | | | | | | | | | | 1 | 3 |
| | (3) | 障がい者就職面接会・企業見 | 学会(| の開催 | Ĕ | • | • | • | | | | | | | • | • | | 1 | 4 |
| 7 | 外国 | 人市民の雇用対策 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) | 外国人労働者の就労支援 | | | • | | • | • | • | | - | • | • | • | • | • | • | 1 | 5 |
| 8 | 働き | 方改革の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) | ワーク・ライフ・バランスの | 推進 | | • | | • | • | | | • | | • | | | | | 1 | 7 |
| | (2) | 働きやすい職場環境の実現に | 向什 | た支持 | ≅ . | | | | | | | | | | | | | 1 | - |

| 9 | 雇用創出・雇用確保 |
|-----|-------------------------------------|
| | (1)企業誘致関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・19 |
| | (2) 起業等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・19 |
| | (3) 中小企業の競争力強化、経営基盤の充実 ・・・・・・・・・19 |
| | (4) 中小企業勤労者の福利厚生の充実 ・・・・・・・・・・・20 |
| | (5) 産業人財獲得事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 |
| | (6) その他の雇用に関する支援・・・・・・・・・・・・・・20 |
| 1 0 | 協定に基づく取り組みに関する目標 ・・・・・・・・・・・・・・・21 |
| 《再 | 掲》浜松市雇用対策協定に基づく事業計画一覧 |

1 趣旨

浜松市(以下「市」という。)と静岡労働局(以下「労働局」という。)は、浜松地域に おける雇用・労働環境の改善に連携して強力に取り組むため、平成27年3月25日「浜 松市雇用対策協定」(以下「協定」という。)を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び浜松公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。) は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、令和2年度の事業計画をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的な対策の実施により、浜松地域の雇用・労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第2 雇用施策の柱

1 市と労働局との連携体制拡充による雇用対策の推進

市では、総合計画において「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を都市の将来像とし、ものづくりを中心に自立的な発展を遂げてきた本市の先人の高い創造性とたゆみない努力、何事にも果敢に挑戦する精神を次代に引き継ぐため、長期的な展望に立って希望に満ちた未来を創造する「浜松市未来ビジョン」を策定し、この実現に向けて10年後の姿を見据えた総合的な政策を基本計画に定めており、産業経済分野においては「市の産業経済を順調に推移させるため、人と仕事をつなぐ環境の充実を図る。」として、具体的取組への方向性を示している。

このことから、だれもがやりがいを持って安心して働くことができる雇用環境の整備や、求職者・事業主への就労に関する相談や各種支援が円滑かつ効果的に推進されるよう、市と労働局は、協力して効果的に雇用施策に取り組むため、連携体制の整備・拡充を図るものとする。

また、産業経済が大きく変化する状況や、人口減少対策に呼応した大都市圏等からの 学生や転職者の呼び込み、人材需要に応じた円滑な労働移動、産業振興に即した人材確 保など、現状と将来を的確に捉える中で、市と労働局は、企業、関係団体等との連携強 化を図り雇用対策を推進するものとする。

(1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業部、労働局においては職業安定部を雇用施策の連携窓口とし、就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制による施策の推進を図ることとする。

(2) 労働対策関連情報の提供等

ハローワークは、浜松地区雇用対策推進協議会の設置運営により、浜松地域の企業、自治体、経済団体及び教育関係機関による雇用問題に関する意見交換・情報交換を通じて、各機関相互の連携強化及び雇用対策の効果的かつ迅速な対応と浜松地域における雇用施策への反映を図るとともに、住居確保給付金、総合支援資金貸付、訓練・生活支援給付などの総合的な施策の周知について、ポスター、リーフレット、労働局ホームページの積極的な活用や、マスコミを通じた情報発信に取り組む。

市は、雇用労働施策の周知等について、広報はままつ、市ホームページ等の広報媒体を活用するとともに、労働に関する制度についてわかりやすく解説する「働くための基礎知識」や、市内の雇用・労働に関する相談窓口を掲載する「生活・就労支援ガイド」の作成・配布により、市民への情報提供に取り組む。

さらに、求職者と事業者を結ぶWebサイト「浜松就職・転職ナビ JOBはま!」を効果的に活用して、市と労働局とが雇用や労働、市内企業に関する情報を、市民や県内外からの求職者に積極的に発信・提供し、労働局はこれら市の取組に協力する。

(3) 浜松市雇用対策協定に基づく雇用対策の推進体制

市、労働局及びハローワークは、行政、労働者及び経営者が、浜松市雇用対策協定に基づく雇用対策を一体となって推進するにあたり、浜松市雇用対策協定運営協議会において事業の進捗状況の把握と全体調整を行うとともに、市は、本事業計画について浜松市労働教育協議会に意見を求めるとともに、事業計画の具体的な取り組み方針や内容について、庁内関係所管との調整を十分に行う。

2 生活困窮者等の就労支援

景気回復基調の状況下にあっても、社会環境の複雑化や経済構造が変化する中で悩みを抱え支援を望む就職困難者は絶えることがなく、また、生活保護世帯数も高止まりの状況にあることから、市及び労働局が連携強化を図ることにより、就労・生活支援事業等の雇用施策を迅速かつ効果的な取組により推進し、一人でも多く就職へと結びつけ自立した社会生活を実現する必要がある。

(1) 浜松市ジョブサポートセンター事業(一体的実施事業)

市と労働局は、市の就労支援事業強化の一環として「一体的な実施」に関する協定を締結し、市が行う生活支援等と国が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、障がい者や生活保護受給者等、就労意欲がありながら生活困窮に陥っている者に対して、相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。

なお、日系人をはじめとする定住外国人のうち中区の生活保護受給者及び生活保護相談・申請段階の者等の生活に困窮している外国人についても一体的実施事業の対象者とし、生活相談及び職業相談、職業紹介等の支援を行うことで早期の再就職を図り、外国人の生活の安定を目指す。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■市は就労支援相談員が生活困窮者等に対する生活相談や関係機関とのトータルコーディネートを行う。労働局は市から就労支援の要請のあった者に対して、福祉事務所職員や関係機関と連携を図りつつ、職業相談・職業紹介、求人情報の提供、職業訓練の相談及び情報提供のほか、個別求人開拓等の就労支援を行う。

支援対象者:障がい者、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金 受給者、生活保護相談・申請段階の者等で中区福祉事務所等に相談 に来た生活困窮者、生活自立相談支援センター「つながり」の支援 対象者のうち求職申込みがあった者

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業(ワークライフサポート事業)

市と労働局は、生活保護受給者のほか、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め広く生活困窮者を対象として、事業目標や連携等に関する協定を締結し、生活保護受給者等の就職による経済的自立や住居確保給付金受給者等の早期再就職の実現を図るなど就労支援を実施する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■福祉事務所は、就労支援対象者の状況を総合的に把握し、ハローワークへの適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援を行う。労働局は福祉事務所から就労支援の要請があった者に対し、福祉事務所等の職員や関係機関と連携を図りつつ、支援対象者にふさわしい求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせん、求人開拓、担当制によるチーム支援や必要に応じた就労後のフォローアップ等の

就労支援を行う。

■労働局は福祉事務所において巡回相談を実施し、ワンストップ型の就労支援を行う。

支援対象者: 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活保護相談・申請段階の者等のうち、就労による自立の可能性が見込める者、生活自立相談支援センター「つながり」の支援対象者のうち求職申込みがあった者

■事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース) の制度説明や就職後のハローワークからの雇用管理上必要な配慮に関する助言、 事業所訪問等の支援策について説明し、求人開拓を行う。

(3) 生活困窮者自立支援事業

平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援等を行うため、市と労働局は連携して、生活保護受給者等に加え、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め広く生活困窮者を対象として、関係機関が連携し早期支援の強化や、就労による自立の支援を実施する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ■市は生活自立相談支援センター「つながり」・「つながり浜北」を運営し、生活困 窮者に対して、経済的、精神的、健康上、家庭内の問題などの総合的な相談を受 け、適切な支援機関へ導く。また、複合的な課題を抱える場合には支援に関する 計画を策定し、各関係機関への相談支援、就労準備支援など、世帯の課題解決に 向けた支援を行う。労働局は専門機関による就労支援が必要と判断された支援対 象者に対し、浜松市ジョブサポートセンター及びハローワークにおいて、就労に 向けた職業相談・紹介、求人情報の提供、職業訓練の相談及び情報提供、特定求 職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)活用などの就労支援を 行う。
- ■市は住居を喪失した離職者等に対する就労・生活支援の相談や住居確保給付金の 支給、受給者への求職支援を行う。

(4) ホームレス就業支援対策の推進

市と労働局は、就労の意欲と能力のあるホームレスの求職者が、自らの意思により 就労し地域社会の中で継続して生活を営むために、就業機会の確保に向けて就業相談 等の支援を行う。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■市は巡回相談や緊急一時保護、シャワー提供などホームレス自立支援事業を実施し、個々のホームレスが抱える複合的に絡み合った問題の解決に向けた相談・支援体制の構築によるホームレスへの自立支援を行う。労働局は浜松市と連携を図りながら、巡回によるきめ細かな職業相談等を行うとともに、ホームレスの求職者ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供及びトライアル雇用助成金等を通じ就労支援を推進する。

(5) 自殺予防対策の推進

市と労働局は、第三次浜松市自殺対策推進計画(令和1~5年度)のもと、「孤立を防ぐ~ひとりじゃないよ、大丈夫。~」を基本理念として、地域社会全体で取り組んでいる自殺防止対策のうち、労働者の心の健康の保持増進のための対策を連携して取り組む。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■孤立を防ぐため、生活上の様々な悩みの相談先を一覧表にした「浜松市の相談機関一覧表」をハローワーク他関係機関に配布し、周知を図る。ハローワークの職業相談窓口等で孤立者を把握した場合は、専門的相談機関での相談を勧奨し誘導を図る。あわせてリーフレット等を活用した広報啓発活動に協力する。

(6) その他生活困窮者等への連携支援

市と労働局は、前記各対策のほか、浜松地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の運営等により、第二のセーフティネット関連施策等の効果を高め、対象者の安定的な就労機会の確保により生活再建を図るため、関係機関の連携、協力、調整等を通じて地域の支援体制の強化を図る。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■労働局は第二のセーフティネット関連施策等の効果を高め、対象者の安定的な就 労機会の確保により生活再建を図るため、浜松地域生活保護受給者等就労自立促 進事業協議会を運営する。

浜松市が取り組む施策

■総合支援資金やくらしの資金、臨時特例つなぎ資金貸付に関する相談、支援誘導を実施する。(社会福祉法人浜松市社会福祉協議会が所管する。)

3 若年者の就職促進、自立支援対策の推進

景気が緩やかな回復基調にあり、大学、高校ともに卒業予定者の就職内定率も改善方向にあるものの、新規学卒者の卒業後3年以内の早期離職率は依然高止まりの状況にある。また、雇用者に占める非正規労働者数の割合や、フリーター数が高い水準で推移している。

このため、市と労働局は、新規学卒者や既卒者等への就職支援策とともに、職業意識 形成や職場定着のための各種支援策を関係機関と連携して実施するとともに、求職者に 対する企業情報の提供に積極的に取り組むほか正社員化を促進する必要がある。

(1) 新卒者、既卒者の就職支援

市と労働局は連携して、高校・大学等との連携を強め、新卒者に対するきめ細かな 支援を行うとともに、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチン グ、専門窓口の周知と活用促進を図る。また、求職者に対する企業情報を提供する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ■高校生の職業や産業に対する理解を深め、適切な職業選択へと導くため、市とハローワークが共同して高校生の職場見学を実施する。
- ■就職内定が得られていない新卒者を含む概ね 45 歳未満の若年者を対象として、若年者就職フェアを市とハローワークが共同で開催する。フェアにおいて地域若者サポートステーションはままつのブースを設置し就労相談を行う。
- ■雇用情勢により必要な場合は、新卒者の求人を確保するため、市と共同して、事業所等に対して学卒求人について拡大要請を実施する。

浜松市が取り組む施策

- ■就職を控えた高校生を対象に、継続就労の大切さを啓発するための事業を行う。
- ■高校生に的確な職業選択の機会を提供し、職業意識を高め継続した就労と雇用の 安定的確保を図るため、就業体験受け入れ事業所を奨励する高校生就業体験推進事業を実施する。
- ■高校生の職業意識形成のため、就職に対する心構えやマナー、面接時の対応など 学校の希望に沿った高校生就職支援セミナーを実施する。
- ■求職者及び事業主に対して求人・求職活動の場を提供するため、求人情報・就労支援関係情報を掲載するWebサイト「浜松就職・転職ナビ JOBはま!」を運営し、この活用により地域企業の情報を積極的に提供する。

静岡労働局が取り組む施策

- ■浜松新卒応援ハローワークで、就職支援から就職後の定着支援を実施する。
- ■若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」について、普及拡大・情報発信を強化することにより人材確保に課題を抱える中小・中堅企業等と新卒者等のマッチングを促進する。

(2) 若者の正社員化の推進

市と労働局は連携して、若者への職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した 支援を行うとともに、キャリア形成支援、正社員就職支援、職業的自立支援を実施し、 フリーター等の正社員化や、ニート等の若者の職業的自立を支援する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ■就職内定が得られていない新卒者を含む概ね 45 歳未満の若年者を対象として、若年者就職フェアを市とハローワークが共同で開催する。フェアにおいて地域若者サポートステーションはままつのブースを設置し就労相談を行う。(再掲)
- ■労働局が実施する地域若者サポートステーション事業について、市は個別カウンセリングの実施や学び直し支援など側面的支援を実施する。
- ■ハローワークが運営する浜松地域若者支援連携会議に市も参加し、無業者から就職を目指す若者やフリーター等非正規雇用から正社員を目指す若者に対して、地域における若者支援機関との連携を強化することで総合的な支援の充実を図る。
- ■浜松市若者支援地域協議会に参加し、ニートやひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対して、福祉、教育、保健、医療、雇用、矯正、 更生保護、その他様々な分野の機関による総合的な支援の充実を図る。

静岡労働局が取り組む施策

- ■浜松わかものハローワークにおいて、就職支援ナビゲーターによるセミナー等の 開催、職業相談、職業紹介、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、就職後 の電話・メール等による定着支援(フォローアップ)など、担当者制により一人 ひとりのニーズに応じた支援を図る。
- ■トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金を企業が若年者に対しても活用されるように制度の周知、利用の促進を図り、正社員化を推進する。

4 女性等の就業希望等の実現

地域経済の活性化を図るうえで、女性の活躍の場づくりが重要となっているが、女性の就業環境をみると継続就業を希望しながらも、出産・育児等による離職が少なくない。 また、一旦退職した後の再就職に際し、個々に課題を抱えているケースもある。

このため、継続的な職業キャリア形成や子育て中の求職者ニーズに対応した職業相談や求人確保、また、女性が働きやすい就業形態の環境整備や女性一人ひとりの能力開発に取り組むことが必要である。

(1) 女性の活躍の場づくりの推進

市と労働局は、労働者が性別により差別されることのないよう、男女の実質的な機会の平等を担保するための積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)について、情報提供を行う。また、女性の継続就労やスキルアップ等について、セミナーの開催等により支援する。

(2)子育て女性等への就職支援

市と労働局は連携して、子育てをしながら就職を希望している女性等に対して、仕事と育児・介護の両立支援策や、求職者ニーズを踏まえたマッチング、求人の確保、関係機関と連携した情報の提供やセミナーの開催などの就職支援を実施する。また、ひとり親家庭への就職支援に取り組む。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ■身近な区役所等で出張マザーズコーナーを実施し、保育や子育て支援サービス等の情報提供を行う。あわせて、子育て中で就労希望のある女性等の育児と就業の両立を支援するなど、個々のニーズに合わせた就職支援を実施する。
- ■市が運営する母子家庭等就業・自立支援センターは、ハローワークと連携しひと り親家庭等に対して以下の就業支援をする。
 - ・ひとり親家庭等の抱える就業等に関する問題への相談を実施するとともに、ハローワークと連携し、求人情報の提供や求職者に対する施設の相互案内を行う。
 - ・事業主への求人開拓においてひとり親家庭の雇用機会を広げるため、特定求職者雇用開発助成金等の情報提供を行う。(特定求職者雇用開発助成金事業は、静岡労働局職業安定部職業対策課が所管する。)
 - ・ひとり親家庭への、公的職業訓練やトライアル雇用助成金等の情報提供を図り 常用雇用につなげる就業支援を行う。(公的職業訓練は静岡労働局職業安定部 訓練室、雇用関係助成金は静岡労働局職業安定部職業対策課が所管する。)
 - ・ひとり親家庭などの家庭環境等に配慮した職業相談・紹介を実施する。

浜松市が取り組む施策

- ■ひとり親家庭を対象に、就職に有利となる資格取得のための訓練に対し、母子家 庭等自立支援給付金を支給する。
- ■ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就職や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対象講座の受講費用の一部を給付する。
- ■就職に有利となる資格取得を目指すひとり親家庭のために、高等職業訓練促進 資金の貸し付けを行う。(社会福祉法人静岡県社会福祉協議会)
- ■就労意欲のある未就労女性の能力開発や就労意識の向上に繋がるセミナー及び就 労マッチングイベントを開催し、女性求職者を支援する。
- ■浜松家内労働福祉センター事業を継続するとともに、ITなどの新たな技術を用いた在宅就業の仕組みづくり等、外で働くことが困難な方が時間と場所に拘束されない働き方の選択について検討をする。
- <u>就労中や育休中の女性</u>を対象に、<u>職業領域における女性活躍の推進を目的とした</u> <u>キャリアアップ等の支援を行う。</u>また、就職を控えた学生を対象に、継続就労の 大切さを啓発する。

静岡労働局が取り組む施策

- ■ハローワーク浜松マザーズコーナーにおいて、子育て中の早期就職希望者への就職実現プランの策定や、仕事と子育ての両立希望へ対応する求人開拓、求人の確保など、求人情報の提供、職業相談・紹介を行う。
- ■各種労働法の理解、保育所や子育て支援サービスに関すること等、就職活動に役立つ情報提供を行う。
- ■就職活動の具体的なノウハウ等に係る各種セミナー等を実施するとともに、関係 機関が行う再就職のための支援セミナー等の情報提供を行う。
- ■労働局は母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる事業主に対して、特定求職者 雇用開発助成金の利用促進を図る。

5 高年齢者の雇用対策の推進

少子化・高齢化が急速に進行し、労働力人口の減少が進んでいる中で、働く意欲と能力を有する高年齢者が、社会の支え手として活躍していける社会の実現が重要である。

このため、高年齢者雇用確保措置の着実な実施等により、65歳までの雇用確保を図るとともに、65歳を超えても働ける環境づくり、再就職の支援、さらには、多様な就業機会の確保に向けた取組を進めることが必要である。

(1) 高年齢者の就業希望の実現

市と労働局は連携して、高年齢者の長年の職業経験や高齢期における就業意欲等の 多様化に対応した就労支援を実施する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ■公益社団法人浜松市シルバー人材センターは、地域の高齢者の「働くこと」を通した社会参加、仲間づくり、健康維持などの生きがいづくりを目的として、臨時的・短期的又は軽易な業務に係る就業の機会を確保し、会員の希望や能力に応じて提供するとともに、就業に必要な知識及び技能の習得を目的とした講習会を行う。市と労働局は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、センターの活動を支援する。
- ■浜松市福祉人材バンクは、福祉関係の仕事を紹介する無料職業紹介所で、福祉の職場に就業を希望する人や福祉の仕事に関心のある人を対象として、就職あっせんや就職相談のほか、福祉サービス等の啓発を目的とした事業を行う。事業の実施にあたり、福祉職場相談会の開催や福祉人材求人誌配布など、ハローワークをはじめとした関係機関との連携を図る。本事業は、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会に委託して事業を実施する。

浜松市が取り組む施策

- ■企業向けに、高齢者雇用を促進するための事業を行う。高齢者が活躍する場の拡大を積極的に推進する事業所の認定制度を通して、高齢者の雇用創出や働きやすい環境整備等を促進する。また、企業へのアドバイザー派遣やセミナーの開催などにより、高齢者雇用に関する情報提供を行う。
- ■働く意欲を持つ高齢者向けに、就労を支援するための事業を行う。働き方やセカンドライフなどに関するセミナーの実施と企業とのマッチングフェアを開催し、 就労情報と雇用機会を提供する。

静岡労働局が取り組む施策

■高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の周知・啓発を引き続き実施するとともに、ハローワーク及び各種団体等と連携し、希望者全員が65歳まで働くことができる制度、さらに、企業の実情に応じた年齢にかかわりなく働くことができる制度の導入促進など、対象事業主に対する高年齢者雇用確保措置実施に向けた指導及び制度の浸透に取り組む。

- ■高年齢者の再就職支援の充実のため、きめ細かな職業相談・紹介を行うとともに、 各種助成金及び奨励金制度を活用した支援を実施する。
- ■高年齢者の職業生活の再設計に係る支援等ハローワークの生涯現役支援窓口において事業担当責任者、相談窓口職員等が相互に連携したチームによる就労支援を 実施する。

6 障がい者の雇用対策の推進

ハローワーク浜松管内の障がい者の雇用状況は、民間企業の実雇用率は<u>令和元年6月1日現在</u>、2.26%と過去最高となり着実な進展がみられ、法定雇用率(2.2%)を達成しているが、達成企業の割合は<u>48.8%</u>と半数程度にとどまっている状況である。

また、令和3年4月までには法定雇用率が2.3%に引き上げられることから、障が い者の雇用機会の拡大に向けて、地域における雇用維持・拡大の要請、法定雇用率の達 成指導、きめ細かな職業相談・職業紹介及び各種の雇用施策等を効果的に実施するとと もに、職場定着への支援を行う必要がある。

また、障がい者の就労意欲が高まっており、福祉・教育関係施策や職業能力開発施策等との連携、精神障がい、発達障がい等、障がい特性に応じた就労支援の充実が求められている。

(1)地域の障がい者就労支援の強化

市と労働局は連携して、障がい者の雇用を推進するため、事業主や一般市民の理解を高めるとともに、障害者雇用率制度の十分な周知と意識啓発及び指導を行う。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ■市が実施する企業伴走型障害者雇用推進事業とハローワークの雇用指導が連携し、 障がい者の雇用拡大を図るとともに、障がい者差別禁止及び合理的配慮の提供義 務等について周知を行う。
- ■市と労働局は雇用の着手や拡大を検討している企業を対象に、障害者雇用支援セミナーを開催する。雇用先進事例や医療・福祉・教育機関との連携方法等を紹介し、広く障がい者雇用の啓発を行う。
- ■就職面接会や職場見学等の就労支援の場に加え、企業へのリーフレットの配布やホームページの活用、各種団体への説明会の開催により障害者就労支援に関する福祉サービスや制度を周知する。

浜松市が取り組む施策

■企業の円滑な障がい者雇用を実現するため、雇用アドバイザーの派遣を行う企業 伴走型障害者雇用推進事業を実施する。障がい者の能力に適した職務の選定や受 け入れ体制の整備等について、継続的な助言及び支援を行い、障がい者の雇用拡 大につなげる。

静岡労働局が取り組む施策

- ■障害者雇用率達成指導の厳正かつ計画的な訪問指導を実施する。
- ■各種助成金及び雇用支援策の周知を行い、精神障がい者や知的障がい者向けの求 人開拓を実施する。

(2) 雇用・福祉・教育等の連携による就労支援

市と労働局は、福祉・教育から雇用への移行を一層推進するため、福祉施設、教育

委員会、特別支援学校等との連携による的確な支援により就職の実現を目指す。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ■ハローワークが中心となり、市、障害者就業・生活支援センターや、地域の関係機関との連携により、就労支援チーム会議を運営する。就労支援チーム会議では、障がい者の福祉から雇用への移行を支援するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等は就労支援チーム会議へのテーマを提供し、就労支援機関の担当者どうしの日常的な連携強化を図る。
- ■市は特別支援学校等に通う生徒やその親を対象に、障がい者就労支援施設の活動 内容を紹介する福祉事業所フェアを開催する。
- ■市役所本館に浜松市ジョブサポートセンターを設置し、市とハローワークとの一体的実施事業により、相談から就労まで一人ひとりの障がい者の状況に応じたきめ細かな就労支援を行う。
- ■浜松市障害者就労支援センター「ふらっと」において、障がいの程度や適性に応じた就労に関する総合的な相談に応じるとともに、ネットワークの構築、情報の収集・提供等を行い、ハローワークなど関係機関と連携し、障がい者の民間企業等への就職と職場定着への支援を行う。
- ■支援を必要とする子供や特別支援学校の状況等について関係機関等と情報共有を 図り、労働局から助言を得ながら、支援を必要とする子供の社会的自立に向けた 支援の充実を図るための懇談会を開催する。
- ■労働局は障がいの特性に応じた雇用支援を図るため、各種助成金制度、ジョブコーチ支援の活用を推進する。

浜松市が取り組む施策

■ 就労支援事業所支援者の技術向上を図り、一般就労への移行者増加を実現するため、精神・発達障害者就労支援フォローアップ事業を実施する。

(3) 障がい者就職面接会・企業見学会の開催

障がい者就職面接会を、ハローワークと市が共同で開催することにより、民間企業の参加を促進し、多様な求人の確保を図る。また、障がい者雇用をしている企業見学を実施し、雇用と就労のイメージを共有する。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ■ハローワークは、市と連携し、9月に実施する就職面接会と障害者雇用セミナーを共同で開催する。
- ■障害者雇用率達成指導とあわせて就職面接会への参加勧奨を行う。

浜松市が取り組む施策

■障がい者の就労支援者や当事者に対し、障がい者雇用の現場を見学する企業見学 会を開催する。

7 外国人市民の雇用対策

浜松市は、世界に雄飛する企業が立地し、その活発な企業活動を通じて地域経済の発展を支える外国人市民が数多く暮らしている。2008年のリーマンショックによる急速な雇用の縮小は、多くが非正規雇用であった浜松地域の外国人市民に深刻な影響をもたらし、人口も減少したが、現在は増加傾向に転じている。市内の在留外国人数は約25,000人で、国別ではブラジル約9,500人、次いでフィリピン約3,900人と続き、近年は、技能実習生や留学生の受け入れもあり、アジア系国籍者の割合が増加している状況である。雇用状況は着実に改善が進んでいるものの、生活基盤は不安定な状態が続いている。

外国人市民の8割以上が、永住者や定住者等の長期滞在が可能な在留資格を持ち、定住化が進む傾向の中で、日本の慣習や日本語に不慣れな外国人労働者の生活環境や日本語能力に配慮しつつ、個別総合的な相談及び就職支援を実施することにより、外国人市民が安全で安心して暮らせる地域社会を構築する必要がある。

(1) 外国人労働者の就労支援

入管法等が改正され、平成31年4月1日から新たな在留資格による外国人労働者の受入が開始された。市と労働局は連携し、外国人雇用企業に対して雇用・労働条件に係るルールについての周知、啓発を行うなど、外国人市民の雇用安定・適正雇用の確保に向けた環境整備に取り組む。

なお、日系人をはじめとする定住外国人のうち中区の生活保護受給者及び生活保護 相談・申請段階の者等の生活に困窮している外国人については、一体的実施事業の対 象者とし、生活相談及び職業相談、職業紹介等の支援を行うことで早期の再就職を図 り、外国人の生活の安定を目指す。(再掲)

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ■ハローワークは日系人就業支援連絡会を開催し、日系人の就業支援に携わる関係 機関と情報交換を行う。
- ■浜松市多文化共生推進協議会の運営により、多文化共生都市浜松の実現に向け多文化共生の推進に携わる各種団体や関係機関等の参画を得て多文化共生のまちづくりをオール浜松で推進する。

浜松市が取り組む施策

- ■外国人青少年の支援に係る関係機関等と連携し、職業意識の醸成や将来を考える 研修、就業に関する情報の提供など、キャリア支援に資する事業を行う。
- <u>浜松市多文化共生センター内に、新たに市内企業等を対象とした外国人労働者の</u> 受け入れや、外国人の就労に関する相談窓口を設置する。

静岡労働局が取り組む施策

■事業主に対する外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人労働者の 雇用管理改善の促進及び再就職援助のための指導等を計画的・機動的に行う。

- ■ハローワーク及び浜松新卒応援ハローワークは企業・大学等関係機関と連携しながら、専門的・技術的分野の外国人人材の就職促進を図る。
- ■ハローワークに通訳及び外国人専門相談員を配置するとともに、不就労の日系人若年者に対するキャリア形成等を行う。また、コミュニケーション能力の向上等を目的とした外国人就労・定着支援研修を行うとともに、修了者の能力等を考慮し、積極的に公的職業訓練等をあっせんする。

8 働き方改革の推進

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や育児や介護との両立など働き手のニーズの多様化への対応などの課題がある中、生産性向上とともに、就業機会の拡大や、意欲・能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要である。

ハラスメント対策や多様な働き方などのへの取組みにより、働く意欲のある人が安心して働くことができ、働き手の個々の事情に応じた働きやすい職場環境を整えることが必要です。また、多様な働き方の選択ができ、一人ひとりがより良い将来の展望を持てる社会の実現のため、市民や事業者の意識の醸成を図る取り組みが必要である。

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

市と労働局は、仕事とその他の生活を両立できるよう、育児休業・短時間勤務制度 などを取得しやすい就業環境の整備を促進するとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現に向けた社会的機運を醸成する。また、セミナー等の開催 や、企業のワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組を促進するため、企業・団 体への普及・拡大に向けた情報発信を行う。

浜松市が取り組む施策

- ■仕事と生活の充実により、誰もが安心して心豊かに働くことができる雇用環境の 整備に努めている事業所を認証し、認証事業所の取り組みを市のHP等に掲載す ることにより、ワーク・ライフ・バランス等の取り組みを促進する。
- ■誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す事業所を支援するため、事業所にワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣する。

静岡労働局が取り組む施策

■ 育児・介護を行う労働者が就業継続できるよう、子の介護休暇・介護休暇の時間 単位での取得を可能とする改正内容の周知を含め、育児・介護休業法の周知・徹 底を行う。

(2) 働きやすい職場環境の実現に向けた支援

市と労働局は、長時間労働の改善、非正規と正社員の格差是正を促進するため、企業向けセミナーの開催や制度周知などに取り組み、誰もが働きやすい職場環境の実現を目指す。

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

■同和問題を始めとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、公正な採用活動及び働きやすい職場づくりを推進するため、市と労働局は企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会として、人権啓発オピニオンリーダー講座を開催する。

浜松市が取り組む施策

- ■働き方改革に関する制度の周知に努め、誰もが働きやすい環境づくりを推進する。
- ■誰もが働きやすい社会の実現に向け、働き方改革に関するセミナー等を開催する。

静岡労働局が取り組む施策

- ■働き方改革関連法へ対応する企業への支援等として、非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間の短縮及び生産性向上による賃上げ、人手不足の緩和等に向けた取組を支援する。
- ■働き方改革の基本的考え方や必要性、各種支援策について、企業の充分な理解が得られるよう労働基準監督署及びハローワークが連携して、働き方改革セミナーを実施する。(令和2年度実施無し削除の可能性有り)

9 雇用創出・雇用確保

浜松市は全国有数の「ものづくりのまち」として、繊維、楽器、輸送用機器、光電子へと基幹産業の変遷とともに、世界に誇る企業を生み人材を輩出するなど発展を遂げてきた。経済環境が激変する中、数多く存在する中小企業のイノベーションを促進し、その先進地域として新産業の創出や支援体制の確立に取り組んでいる。

今後、定住人口を増加させ、地域の持続的発展を図るためには、既存産業の活性化は もとより、企業誘致や成長が期待される分野における雇用機会の創出と、人材確保及び 人材育成を図ることが重要である。

(1)企業誘致関連事業

浜松市が取り組む施策

■立地を検討している企業に対して、企業が必要とする労働市場や人材ニーズに関する情報の提供を行うとともに、労働局及びハローワークに対して人材確保支援を依頼する。

静岡労働局が取り組む施策

■企業からの労働市場や地域の求職者の動向、賃金状況等の情報に関する求めや、 企業の求人情報が提供された場合には、市との連携・協力のもと、企業と積極的 に接触を図り、人材確保に向けた各種支援に取り組む。また、市からの要請に基 づき企業への同行訪問を行い、企業に対して本市労働環境や賃金状況、人材確保 に関する情報などについて具体的な説明を実施する。

(2) 起業等への支援

浜松市が取り組む施策

■雇用創出につながる起業等に対する支援のため、インキュベート事業への支援、 起業予定者やベンチャー企業を中心としたビジネス支援相談会の開催、戦略的に 支援する次世代輸送用機器産業等の成長6分野における中小企業の事業化実現の ための助成、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構による地域企業の競 争力強化のための企業支援などを行う。

静岡労働局が取り組む施策

■これらの事業の周知に協力し、当該事業に対しニーズのある事業主等については 誘導を図る。

(3) 中小企業の競争力強化、経営基盤の充実

浜松市が取り組む施策

■中小企業者の経営の安定と新規事業展開を支援する、ビジネスサポート資金、創業サポート資金、事業承継資金等の融資制度を実施する。

静岡労働局が取り組む施策

■周知・広報に協力するとともに、当該事業に対しニーズのある事業主等について 誘導を図る。

(4) 中小企業勤労者の福利厚生の充実

浜松市が取り組む施策

■市内中小企業勤労者の福利厚生の充実と共に、中小企業の振興と地域社会の活性 化に寄与し、人材確保を図るため、勤労者共済事業を実施する。(実施主体は浜 松市勤労福祉協会)

(5) 産業人財獲得事業

浜松市が取り組む施策

■市内中小企業等の産業人材・労働力を確保するため、大都市圏等から大学生等の新卒者及び転職希望者のUIJターン就職支援や地元大学生等の地元定着の促進、子育て等の要因により離職し再就職を希望する女性等の就労支援など、"産業人財"の獲得に向けた総体的な事業を実施する。

(6) その他の雇用に関する支援

浜松市と静岡労働局が連携して取り組む施策

- ■11月11日の「介護の日」を中心に、介護就職デイ事業として、介護職、ホームへルパー、ケアマネジャーなど介護分野の就職面接会や就職に関するセミナーを浜松市福祉人材バンクとハローワークが共同で開催する。
- ■ハローワークは、浜松地区雇用対策推進協議会を設置運営し、浜松地域の企業、 自治体、経済団体及び教育関係機関による雇用問題に関する意見交換・情報交換 を通じた各機関の連携強化及び雇用対策の効果的かつ迅速に対応するとともに、 浜松地域における雇用施策への反映やマスコミを通じた情報発信に取り組む。

浜松市が取り組む施策

- ■市は、介護人材確保対策事業として、介護職員のキャリアアップに必要な資格取得費用の助成やEPAによる外国人の介護人材を受け入れた事業所に対する支援を行う。
- ■市内の介護サービス事業所に介護職員として勤務した場合に貸与型奨学金の返済額の一部を個人に支給する。

10 協定に基づく取組に関する目標 【令和2年度目標】

市と労働局は、<u>令和2年度の事業</u>を推進し協定の目的を達成するため、浜松地域における具体的な取組の中から共通の目標を定める。 現**段階で目標値未確定 修正予定**

- (1) 浜松市ジョブサポートセンター事業(平成31年度目標)
 - ・支援対象者数 ①障がい者 200人 ②生活保護支援者数 250人(うち外国人40人)
 - ・就職者数 ①障がい者 50人 ②生活保護支援者数 168人(うち外国人27人)
- (2) 生活保護受給者等就労自立促進事業(ワークライフサポート事業)(平成31年度目標)
 - ・支援対象者数 598人(一体的実施事業分を含む)
 - ・就職者数 399人(一体的実施事業分を含む)
- (3) 新卒者、既卒者の就職支援(平成31年度目標) ・学卒ジョブサポーター支援関係 正社員就職者数 1.560人
- (4) フリーター等の正社員化の推進(平成31年度目標)・フリーターの正社員雇用者数 1,380人
- (5) 子育て女性等への就職支援(平成31年度目標) ・マザーズコーナー関係 重点支援対象者の就職率 92.7%
- (6) 高年齢者の就業希望の実現(平成31年度目標)・高年齢者(60歳以上)の就職件数 平成30年度の実績以上1,303件以上(平成30年度 1,303件)
- (7) 地域の障がい者就労支援の強化(平成31年度目標)
 - ・障がい者の就職件数平成30年度の実績以上703件以上(平成30年度 703件)